

## 令和8年度物品単価契約に関するQ & A

件名：小企物第166号 用紙の類（1）

小企物第167号 用紙の類（2）

No.	質 疑	回 答
1	<p>3月16日（月）更新の質問と回答のNo.4について、回答の末尾に「時水清掃工場、(中略)、上下水道局、消防本部の本庁舎以外の施設への分散納品となります。」と記載されておりますが、「以外の」という言葉の掛かる範囲について、以下のどちらの解釈となるかご教示ください。</p> <p>①「以外の」が直前の「消防本部の本庁舎」のみに掛かっている場合 この場合、列举された施設には納品するが、「消防本部の本庁舎」だけは納品先から除外される（消防署の出張所等への納品になる）、という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>②「以外の」が「時水清掃工場～消防本部」の例示すべてに掛かっている場合 この場合、列举された施設だけでなく、記載のない「その他の施設」にも納品先が存在するということかと存じます。運送コスト算出のため、対象となる「その他の施設」の具体的な名称をすべてお示しいただけますでしょうか。</p>	<p>②となります。</p> <p>その他の施設は、市ホームページの公共施設一覧に記載のテレワークステーションおぢや、消防署川口出張所です。ただし、令和8年度において購入を確約するものではありません。</p>